

中央区

平成24年（2012年）2月

まちづくり会議通信

◆このリーフレットは、中央区のまちづくりに関する様々な課題や情報を、地域の皆さまと共有するためにお届けいたします。

第3号

1. 災害時における区役所の体制と役割等について

3回目の会議は、平成23年12月6日（火）に開催され、「災害時における区役所の体制及び役割」や「収容避難所運営の概要」についての情報提供が行われました。

地震災害、気象災害、事故災害など様々な災害に対して、中央区役所（職員約370名）ではその規模の大きさに応じて警戒配備から第3非常配備まで、**四段階の職員配備体制により対応**（下図参照）することとしており、第1～第3非常配備の場合には、職員が①総務情報班②地区連絡班③土木班④避難所班⑤救護班⑥保健医療班の6班に分かれ、対策にあたることとなっています。

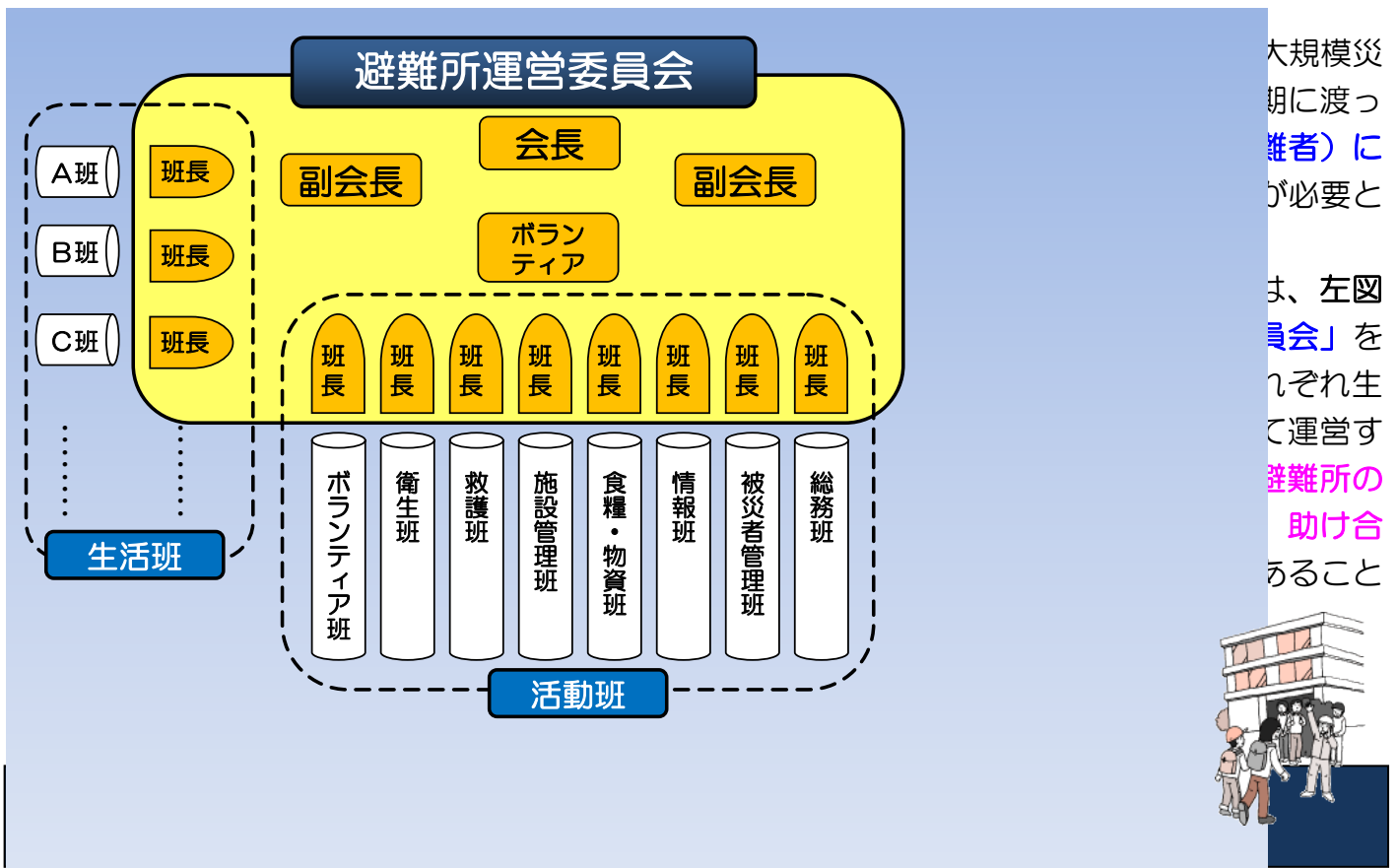
また、中央区では小中学校や地区会館など合わせて**61か所の施設が収容避難所として指定**されており、災害状況に応じて避難所が設置されることとなっています。

災害発生時の職員配備体制

災害発生状況	札幌市災害対策本部設置 中央区災害対策本部設置			
	警戒配備 指定職員	第1非常配備 職員の1/3	第2非常配備 職員の2/3	第3非常配備 全職員
地震発生 震度4		震度5弱	震度5強	時間外特別動員 震度6弱以上
気象警報発表 ・大雨・洪水警報 ・大雪警報・等		局地的に被害発生	複数の区で相当の規模の災害発生	全市的に甚大な被害の発生
事故災害の発生 ・大規模交通事故 ・航空機墜落など		大規模な火災、爆発	複数の区で相当の規模の災害発生	全市的に甚大な被害の発生

【警戒配備対応事例】 平成23年9月 台風12号 盤溪小学校への自主避難

9月6日午前5時半頃、道路パトロールを行っていた**中央区災害防止協力会の会員企業**が、増水した盤溪川が**氾濫する恐れ**があることを川沿いの低地にある障がい者施設へ連絡し、入居者と職員合わせて約100名が**自主避難**することとなり、盤溪小学校に**区の職員が避難所を開設**しました。



大規模災害時に渡り(避難者)に必要と
 は、左図「委員会」をそれぞれ生
 て運営する避難所の助け合
 ること



置ができないこともあると思うので、まずは**自助(共助)**で対応することを広めていくべき。
 ◆災害発生時に、区役所から**第一報**が町内会などの防災担当に届く仕組みが必要である。

■ご指摘の通り、災害時に全員が予定配置に付けない事もあるため、**各地域での自主防災活動支援**に引き続き力を入れて頂きたい。

◆夜間の災害時に**避難所(主に学校)の扉のカギは誰が開けるのか?**また、防災資機材の保管場所を収容避難所内に設けることはできないか?

■災害情報は、各地区にある「**まちづくりセンター**」を通じて提供していくが、各家庭においては、TVラジオ等からの情報にも注意して頂きたい。

◆災害時には**デマや空き巣ねらいなど治安が悪化**することから、避難所運営委員会内に、防犯対策担当を設置する必要があると考える。

■夜間非常時には**指定の職員が参集**し、決められた窓を割って開ける体制を整えている。また、保管場所については、所管する部局へ働きかけを行っていきたい。

■災害が大規模かつ長期化の場合には、**自主的な防犯活動も考慮**すべきであり、避難所の状況に応じて臨機応変に対応すべきと考える。



出席者(連合町内会)から

<発行> 中央区まちづくり会議事務局(中央区市民部総務企画課)
 〒060-8612 中央区南3条西11丁目中央区役所 Tel.011-231-2400 内線212 FAX011-261-2991